

2021（令和3）5月29日

**「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」改定に伴う、
本協会主催・主管 各種事業の実施について（通知）**

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組みをいただき、感謝を申し上げます。

5月29日に横浜市・川崎市・相模原市をはじめとした17市町に加え、平塚・小田原・秦野の3市が「まん延防止等重点措置」の措置区域に追加指定され、6月20日までの期間、措置対象20市町及び県内その他区域について改めて県より県民・事業者等への要請が発出されました。

このことを鑑み、本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について、6月20日まで次のように対応を再延長することとしました。

- ①本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。
- ②本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）は原則無観客・見学なしとする。
- ③措置区域の横浜市は、運動施設等への時短営業要請が20時までとなっているため、本協会フットボールセンター（かもめパーク）については、本期間中は20時までの利用とする。

なお、本期間中の20時以降の利用予定は全てキャンセルとさせていただきます。詳細はHPでご確認ください。

さらに、本協会事務局職員については、引き続き一部在宅勤務・電話対応10時～13時となります。

「各種大会」については、各種別部会にお問合せ下さい。

新規感染者を減少させ、医療崩壊を防ぐために、引き続きご理解とご協力を重ねてよろしくお願いたします。

6月21日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。